

第 65 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「それらの作業に当該警察職員が本務とする作業が含まれるときは当該本務とする作業の手当を、本務とする作業が含まれないときは」を削り、「である作業の手当」の次に「（最高額である作業の手当が2以上ある場合は、いずれか一の作業の手当）」を加える。

別表第26号作業の項中「平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条」を「令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号」に、「にあっては」を「及び警護要則第2条第1号に規定する警護対象者の身辺を警護する作業に従事した場合には」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第26号作業の項の改正規定（「平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条」を「令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（提案理由）

警察職員の特殊勤務手当の支給制限及び手当の額の見直し等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。